

第一〇〇回

参第二号

集団代表訴訟に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、共同の利益を有する著しく多数の少額債権者の当該債権について、その明示の意思に基づくことなく裁判上一括して請求することができる制度を設けることにより、当該債権に関する紛争の一括的解決に資することを目的とする。

（訴訟信託の設定）

第二条 著しく多数の少額債権者が当該債権につき共同の利益を有するときは、裁判所は、そのうちの一人又は数人の申立てにより、決定をもつて、共同の利益を有する著しく多数の者の当該債権を一括して訴訟の目的とするための信託を設定することができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、債権の性質及び額、紛争の性質及び規模、受託者が勝訴する見込み、受託者が委託者全員の利益を公正かつ適切に代表することができるかどうか、信託を設定しなかつた場合における債務弁済の見込みその他一切の事情を考慮しなければならない。

第三条 前条第一項の信託は、第一号に掲げる者を委託者及び受益者とし、第二号に掲げる者を受託者とする。

一 共同の利益を有する著しく多数の者の範囲として前条第一項の決定において特定する範囲に属する者

二 前条第一項の申立てをした者（数人ある場合にあつては、同項の信託の設定の際、それらの者のうちから裁判所が選任した者）

2 前条第一項の決定に係る信託からの除外の申出（当該決定において定める期間内の当該決定において定める方法による除外の申出に限る。）をした者は、前項の規定にかかわらず、初めから委託者及び受益者でなかつたものとみなす。

3 前条第一項の決定は、前項の期間が経過した日から六月以内に受託者が第十二条の訴えを提起しないときは、その効力を失う。

（管轄及び手続）

第四条 第二条第一項の規定による裁判は、共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の普通裁判籍所在地の地方裁判所が、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により行う。

2 前項の債務者が数人ある場合においてその普通裁判籍所在地の地方裁判所が異なるときは、同項の規定にかかわらず、それらの地方裁判所に共通する直近上級裁判所が申立てによりそれらの地方裁判所のうちから決定をもつて指定する裁判所を管轄裁判所とする。

3 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（申立ての方式）

第五条 第二条第一項の申立ては、次の事項を記載した書面によつてしなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴
 - 二 代理人によつて申立てをする場合にあつては、その氏名及び住所
 - 三 共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の氏名又は名称及び住所
 - 四 申立ての趣旨及びその原因たる事実
 - 五 受託者として予定する請求の趣旨及び原因並びにその訴訟代理人の氏名及び住所
 - 六 年月日
 - 七 裁判所の表示
- (決定等の公告)

第六条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定をしたときは、速やかに、次の事項を公告しなければならない。

- 一 決定の主文及び理由要旨
 - 二 受託者の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴
 - 三 第三条第二項に規定する除外の申出をしない者の債権は、信託財産となる旨
 - 2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する等公告事項の周知につき相当と認められる方法により行うものとする。
 - 3 第一項の規定による公告に要する費用は、受託者の負担とする。
 - 4 前三項の規定は、第三条第三項の場合について準用する。
- (信託設定の取消し等)

第七条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定を不当と認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定をもつて、当該信託の設定を取り消し、又は共同の利益を有する著しく多数の者の範囲を変更することができる。

- 2 第二条第二項、第三条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。
- (受託者の追加)

第八条 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、委託者のうちから受託者を選任することができる。

(受託者の解任)

第九条 裁判所は、受託者がその事務を適切に行うことができず、又は行つていないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該受託者を解任しなければならない。

(受託者の監督)

第十条 受託者は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の監督に属する。

(受託者の事務執行)

第十一條 受託者は、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

2 受託者が数人あるときは、共同してその事務を行わなければならない。この場合においては、第三者の受託者に対する意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(集団代表訴訟の管轄)

第十二条 信託財産たる債権の一括的実現を目的とする訴え（以下「集団代表訴訟」という。）は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の所在地の裁判所の管轄に専属する。

(職権証拠調べ)

第十三条 裁判所は、集団代表訴訟において必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見を聴かなければならぬ。

(損害総額の推定)

第十四条 集団代表訴訟の目的たる権利が一定の生産過程において生じた商品の欠陥に係るものである場合においては、当該欠陥による商品の喪失価値の額に当該生産過程を経て生産された商品の数量の数値を乗じて得た額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲（第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲）に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

第十五条 集団代表訴訟の目的たる権利が一の又は一定の行為による不法な利益に係るものである場合においては、当該一の又は一定の行為により行為者が得た利益の総額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲（第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲）に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

(許可を要する訴訟行為)

第十六条 受託者は、次に掲げる訴訟行為をするに当たつては、裁判所の許可を得なければならない。

一 自白

二 訴えの変更若しくは取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾

三 控訴又は上告の取下げ

2 前項の規定に違反した訴訟行為は、無効とする。

(民事訴訟法の適用関係)

第十七条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第百三十九条、第百四十条第一項、第二百三十八条及び第二百五十五条第一項の規定（これらの規定を同法の他の規定において準用する場合を含む。）は、受託者の訴訟行為について適用しない。

(判決等の公告)

第十八条 受託者は、集団代表訴訟についての判決が確定したときは、速やかに、当該判決の主文及び理由要旨を公告しなければならない。

2 受託者が集団代表訴訟につき勝訴した場合においては、次条第三項の通知の方法及び

その通知を最初の公告日の翌日から二年以内にしないときは受益者たる地位を失う旨を併せて公告しなければならない。

3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による公告について準用する。

(受益権)

第十九条 受益者は、委託者として有していた債権の額に応じて、受託者が集団代表訴訟の確定判決（これに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む。）に基づき弁済を受けた信託財産につき利益を享受する。

2 前項の債権の額は、集団代表訴訟における一括請求額に対する判決の主文に掲げる金額の算定の基礎となつた判断に拘束される。

3 前条第一項の規定による最初の公告日の翌日から二年以内に受託者の定めるところによる受益者たる旨の通知をしない受益者は、その地位を失う。

(引渡義務)

第二十条 受託者は、集団代表訴訟につき勝訴した場合において当該勝訴判決に基づき弁済を受けたときは、受益者に対し、第一号の額から第二号の額を控除して得た額に相当する金額を引き渡す義務を負う。

- 一 受益者が委託者として有していた債権の額
- 二 前号の額に応じて裁判所が定める控除額

(費用の充当)

第二十一条 受託者は、次に掲げる費用については、裁判所が認定した額を限度として、信託財産をもつて充てることができる。

- 一 第二十三条に規定する費用
- 二 前条に規定する引渡義務の履行に要する費用
- 三 前二号の費用のほか、最高裁判所規則で定める費用

(国庫帰属)

第二十二条 信託財産のうち前二条の規定により処分されなかつた財産は、国庫に帰属する。

(費用の立替え等)

第二十三条 国庫は、第六条第一項（同条第四項（第七条第二項において準用する場合を含む。）又は同項において準用する場合を含む。）の規定による公告に要する費用を立て替える。

2 国庫は、受託者の申立てがあつたときは、第一号に掲げる費用にあつては、その支払を猶予し、第二号及び第三号に掲げる費用にあつては、これを立て替える。

- 一 裁判費用
- 二 執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用並びに相当と認められる弁護士の報酬及び事務処理に要する費用
- 三 第十八条第一項の規定による公告に要する費用

(交付金)

第二十四条 国庫は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合においてはその超過額に相当する金額を、同号に掲げる金額がない場合においては第一号に掲げる金額に相当する金額を、受託者（受託者であつた者を含む。）の申立てにより、その者に交付する。

一 第二十一条の規定により裁判所が認定した額を限度とする同条各号に掲げる費用（同条第三号に掲げる費用にあつては別に最高裁判所規則で定める費用を除く。）の額（前条の規定による立替え又は支払の猶予に係る費用以外の費用の額については、支払ったものに限る。）の合計額

二 集団代表訴訟の確定判決（これに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む。）に基づき弁済を受け又は受けることができる信託財産の額

2 受託者（受託者であつた者を含む。）が前条の規定による立替え又は支払の猶予を受けている場合においては、前項の規定による交付金は、対当額について、当該立替え又は支払の猶予に係る返還金又は支払金と相殺する。

第二十五条 裁判所は、受託者が故意又は重大な過失により不適切にその事務を行つたと認めるときは、職権で、決定をもつて、前条第一項の規定により交付すべき金額の全部又は一部を交付しないこととすることができます。

（国庫による担保及び保証）

第二十六条 受託者が民事訴訟法又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の規定により担保を供し、又は保証を立てなければならない場合において、受託者の申立てがあつたときは、国庫は、当該担保を供し、又は当該保証を立てる。

第二十七条 前条の規定による担保又は保証としての供託物が還付された場合においては、当該還付の原因が受託者の故意又は重大な過失に起因するものであるときに限り、裁判所は、職権で、決定をもつて、受託者に対し、当該還付された価額に相当する金額の償還を命ずることができる。

（信託法の準用）

第二十八条 信託法（大正十一年法律第六十二号）第十四条から第十七条まで、第二十二条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十七条、第二十八条本文、第二十九条第一項、第三十一条から第三十四条まで、第三十九条、第四十条、第四十一条第二項、第四十六条及び第五十条から第五十三条までの規定は、第二条第一項の信託について準用する。

（管轄及び手続）

第二十九条 第三条第一項第二号、第七条第一項、第八条、第九条、第十六条第一項、第二十条第二号、第二十一条、第二十五条及び第二十七条並びに前条において準用する信託法第二十二条第一項、第四十一条第二項及び第四十六条の規定による裁判は、第二条第一項の決定をした地方裁判所が、非訟事件手続法により行う。

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行について必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して八月を経過した日から施行する。

理 由

共同の利益を有する著しく多数の少額債権者が個別的に訴訟によりその少額債権の履行を求めるることは時間、費用、労力等の観点から極めて困難な現状にかんがみ、当該少額債権の一括的請求を可能とする制度を設けることにより当該少額債権者の権利を実質的に確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約一億千円の見込みである。